

令和5年3月24日

保護者の皆様へ

東濃フロンティア高等学校長

校則（身だしなみ規定）の改定について

春暖の候、保護者の皆様にはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃は本校の教育活動に対しまして、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年度後期生徒会から、身だしなみに関する校則の見直しの議論が始まり、令和4年10月に生徒会から学校長に向けて校則見直しの要望書が出されました。

本校の【教育目標】「一人一人の個性を大切に、主体的に生きる人間の育成に努める」を踏まえて、生徒、教員それぞれに議論を重ね、保護者の方にもご意見頂いた上で、学校運営協議会での承認を踏まえて、下記のとおり校則（服装規定）を改定しますのでお知らせいたします。

なお、校則につきましては、「社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならない。」とされており、「生徒心得」において、規定の改正等ができるように定めました。詳細につきましては、当ホームページ下記のアドレスを御覧ください。

記

1 新規定の適用開始日 令和5年4月3日（月） ※1年間は試行期間とします

2 「生徒心得」の主な改定内容

削除される記述

※指導の対象となる行為

- ・染色・脱色・パーマ等、頭髪を加工すること
- ・サンダル等で登校すること
- ・学校生活においてピアス等、装飾品を着けること

追加される記述

※入学時の生徒証写真、進路に関わる行事（インターンシップ、企業・学校見学、面接指導等）への参加についても、頭髪・服装を整えることが求められます。指導された場合は、身だしなみを整えてください。

3 「生徒心得」「校則見直しの経緯」等のホームページ掲載アドレス

<https://school.gifu-net.ed.jp/wordpress/tonofront-hs/その他/>